

輪島市復興まちづくり計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の復興に係る輪島市復興まちづくり計画(以下「計画」という。)の策定に必要な事項を協議検討するため、輪島市復興まちづくり計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議検討するものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 復興まちづくりを実現させる事業手法に関する事項
- (3) 策定された計画の進捗管理、検証及び評価に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体が指名する者
- (3) 関係行政機関に所属する職員
- (4) その他委員会が必要と認める者

(委員の期間)

第4条 委員の期間は、任命又は依頼の日から策定された計画に定める計画期間が終了する日までとする。ただし、委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときにおいて、委員の交代があったときは、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに組織された委員会の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(結果の取扱い)

第7条 委員会において協議検討が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設部まちづくり推進課に置く。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年12月2日告示第180号)

この告示は、公表の日から施行する。